

国家資格「公認心理師」養成に関する Q&A

Q1: 公認心理師はどのような資格ですか？	⇒	A1: 公認心理師は厚生労働省と文部科学省が共管で管轄する国家資格です。カウンセラーをはじめとした心理職では日本初の国家資格であり、大変注目を集めています。
Q2: 臨床心理士とはどう違いますか？	⇒	A2: 臨床心理士は民間資格です。今後の心理職では、公認心理師が基礎資格となり、臨床心理士はさらなる専門性を示す資格のひとつとなる見通しがもたれています。
Q3: 公認心理師が国家資格になったことによるメリットはありますか？	⇒	A3: これまで、心理職は、医療現場でカウンセリングを行っても一切保険点数にカウントされていませんでした。しかし、医療現場だけをとってもカウンセリングへの患者のニーズが高いのが現状です。今後は国家資格をもつ心理職従事者が行う業務が、医療現場で保険点数にカウントされる制度の見直しが行われることが見込まれています。
Q4: 公認心理師の国家試験はどのように実施されますか？	⇒	A4: 公認心理師の国家試験は、年1回、一般社団法人日本心理研修センターにより実施されます。全問マークシート方式で行われ、受験資格があれば受験可能です。
Q5: 公認心理師になるとどのような就職先がありますか？	⇒	A5: 公認心理師の制度では、養成大学や養成大学院が依頼する実習先機関での指導者にも公認心理師資格が必要となっています。また、養成大学卒業後に実務経験を積む機関についても細やかな指定がされています。この実習先と実務経験を積む機関はほぼ同一機関であり、主に病院や学校、福祉施設、司法・矯正施設、一般企業の産業カウンセリング部門の5つの領域における心理職が設定されています。これらは、厚生労働省と文部科学省が管轄する施設も多く、今後の制度の円滑な運用を図るため、雇用の促進される見込みです。
Q6: 公認心理師になるためには、どうすればなれますか？	⇒	A6: 公認心理師になるためには、国家試験に合格する必要がありますが、次の2つのいずれかに該当することで、国家試験の受験資格が得られます。 1. 大学において、必要な科目(25科目)を修得して卒業し、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設(医療機関等)において、2年以上心理関係の業務に従事し実務経験を積むこと。 2. 大学において、必要な科目(25科目)を修得して卒業し、大学院において必要な科目(10科目)を修得して修了すること。 なお、本学では、上記「2.」については、鳴門教育大学大学院と緊密な連携を図ることとしております。
Q7: 鳴門教育大学大学院との連携はどのようなものですか？	⇒	A7: 本学は、鳴門教育大学との連携協定に基づき、鳴門教育大学大学院から教員を派遣いただき講義をお願いするとともに、学生に対して鳴門教育大学大学院へ進学する際の指導・助言を得るなど両大学間の緊密な連携により、国家試験合格に向けて必要な能力が身につけられるよう大学院進学支援を行います。
Q8: 学部で必要な所定の25科目とはどのような科目ですか？	⇒	A8: 公認心理士法施行規則において大学の養成機関で必ず履修させるよう指定されている次の科目です。 「公認心理師の職責」「心理学概論」「臨床心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」「心理学実験」「知覚・認知心理学」「学習・言語心理学」「感情・人格心理学」「神経・生理心理学」「社会・集団・家族心理学」「発達心理学」「障害者・障害児心理学」「心理的アセスメント」「心理学的支援法」「健康・医療心理学」「福祉心理学」「教育・学校心理学」「司法・犯罪心理学」「産業・組織心理学」「人体の構造と機能及び疾病」「精神疾患とその治療」「関係行政論」「心理演習」「心理実習(実習時間80時間以上)」
Q9: 公認心理師の養成はどのような指導陣によって行われますか？	⇒	A9: 現在、生活科学科には臨床心理学(臨床心理士)と発達心理学(学校心理士)を専門とする心理学教員が2名在職しています。加えて、司法・犯罪心理学を専門とする教員を1名採用する予定です。また、学内の他学科の心理学分野専門の教員や鳴門教育大学大学院をはじめとする非常勤講師の先生方にも科目を担当していただき、質の高い教育を実現します。
Q10: 平成30年度から何名の公認心理師取得希望者を受け入れる予定ですか？	⇒	A10: 20名程度を予定しています。